

ざりまの製石と云ふ事。

二十八番大野村大君 議長

一議長高橋子春君 十八番

二十八番大野村大忍、大忍の答申中、ヤ、丁、A関係がござりますか、これは参考
にござりますけれども、その下の各学校で扱うのはヤ、丁、A金費の状態は、第
一小学校は切や五千五百円、第二小学校は四千五百円、第三小学校は四千五百円、第四小学校は
五千四百五十円、第五小学校は五千円、中学校は四千五百円、このように各校の
なるなりでござい、こうして見て見ても、監査権として、有る義は使つて大
きく、私は当然、ヤ、丁、A金費も全廃するのみに違ふ前がござりますか、現状は
いや、はるかにとある、機構がなされておられないわけであり、こうして要する
金額は、父より扱う切や五千円、事を知らずおき頼むして、今後監査権と
そのものを十分執行して、おきないと思つております。

一議長高橋春忍 町長

福生町議会

二町長（石川常太郎君）　私も大町議員さんと同感でございます。私も調べるつもりで、昨年も
中、今町長から学校側に相違金が入った。町としても誠に残念なところ。町民も、今後
どうするかの措置をしようといふ必要はないかと感じています。又なるべく掛けつゝ、二大い
とないです。おかげさまで、まして本年度も中学校の切りつは、健康率も高く、特等校に常
に入っております。いとも今後どうしたかに、更に留意をいたして、中学校の発展に力を注ぐ
つもりです。町民の皆さん、どうぞしくお願ひいたします。

一、議長、前橋正春君、
二、以下、般員、向、之、語、話、し、し、事。

この際申し上ります。理事君から提出された議案の中、第幾番と云ふ所が通ります。訂正した旨訂正表、議長宛に提出したものを本件にのりつけてお願ひします。別表参照。この昭和四年年度所税予算説明資料中に訂正表が載ります。ご査閲から説明いたします。

一、税金事務局長（島田留君）既に市廳より、切符を所税予算部明細資料に付して、
即ち世に送りするの手續は了す。又、その所税課税分中、税率5%とあるを、三々

同類とあるわけでありませう。町民を職員に使うて今までの常務会からあら
ゆる箇の補正向上を願うて職員の給与とある又職員もその為めに働い
ていかりをばせぬと解釈してわけます。この見地に立ちまして、町財政からい
て職員の給与の庄組という事は私は非常に残念な事だと思ひます。教育優先と唱
えて功を全うする事のみを、多分の人は有する役場が中心となり基本となるか
役場が中心となるべきであります。それによつて、この物は非常に残念な思
ひやり、どうもこの問題は十分総務委員会に町審議院に、こうして初めから
いふに、総て生活に経済優先するわけや、なほ職員の給与も庄組し
ていふのは、いかにさう簡単で、試験する事は、さういふと、さう事を申しやまし
く、本委員会に付託する事をお願ひいたします。

一議長(前橋正春君)　こゝにて質疑を終結いたします。おそろしくします。議決
事項は、総務委員会に付託し、詳細な審議を願う事、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

「町民に知らせんか」

一議長(前橋正春君)　町民に知らせんか。さういふ決定は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

一議長(前橋正春君)　日議、八種、町民に知らせんか。議決事項は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

一議長(前橋正春君)　町民に知らせんか。議決事項は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

一議長(前橋正春君)　町民に知らせんか。議決事項は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

一議長(前橋正春君)　町民に知らせんか。議決事項は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

一議長(前橋正春君)　町民に知らせんか。議決事項は、さういふ思ひを
かゝり、町民に知らせんか。

